

ダイワのNISA取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第1条 規定の趣旨</p> <p>この規定は、租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座を管理する取引口座、並びに同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座について、お客様（取引口座の口座名義人を指します）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2. 非課税口座を管理する取引口座、並びに未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座における取引やサービス等に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、総合取引約款等及び租税特別措置法その他の法令によるものとし、総合取引約款等又は法令が変更されたときは、その内容に応じて取扱うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第1条 規定の趣旨</p> <p>この規定は、租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座を管理する取引口座、並びに同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座について、お客様（取引口座の口座名義人を指します。）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2. 非課税口座を管理する取引口座、並びに未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座における取引やサービス等に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、<u>大和証券総合取引約款</u>（以下、「<u>総合取引約款</u>」）等及び租税特別措置法その他の法令によるものとし、総合取引約款等又は法令が変更されたときは、その内容に応じて取扱うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第4条 NISA口座を通じた取引</p> <p>非課税上場株式等管理約款で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてNISA口座で取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3. 当年非課税枠（<u>NISA口座は最大120万円（平成27年分までは100万円）、ジュニアNISA口座は最大80万円。</u>以下「非課税上限額」といいます。）が設定されている非課税管理勘定にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。</p> <p>4. 当社はおお客様への事前の通知なく、取扱う商品や取引を追加することが出来るものとします。一方、取扱う商品や取引の一部又は全部の中止を行う場合には、第17条に準じてその内容によりお客様へご通知等行います。</p> <p>なお、取扱わない商品及び取引の主なものは以下</p>	<p>第4条 NISA口座を通じた取引</p> <p>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてNISA口座で取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>3. 当年非課税枠（<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。</u>）が設定されている非課税管理勘定・<u>累積投資勘定</u>（以下、「<u>非課税管理勘定等</u>」）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。</p> <p>4. 当社はおお客様への事前の通知なく、取扱う商品や取引を追加することが出来るものとします。一方、取扱う商品や取引の一部又は全部の中止を行う場合には、第17条に準じてその内容によりお客様へご通知等行います。</p> <p>なお、取扱わない商品及び取引の主なものは以下</p>

現行	改正
<p>の通りです。</p> <p>(1) 新株予約権付社債の売買  (2) 新株予約権の買付  (3) 非上場の外国株式<u>投信</u>の売買  (4) 外国株式の外国取引及び外貨決済による国内店頭取引  (5) 外国株式の配当金等の外貨による受取り 等  (省 略)</p>	<p>の通りです。</p> <p>(1) 新株予約権付社債の売買  (2) 新株予約権の買付  (3) 非上場の外国株式<u>投資信託</u>の売買  (4) 外国株式の外国取引及び外貨決済による国内店頭取引  (5) 外国株式の配当金等の外貨による受取り 等  (現行通り)</p>
<p>第 5 条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い</p> <p>N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、非課税管理勘定に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。  (省 略)</p>	<p>第 5 条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い</p> <p>N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、非課税管理勘定等に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。  (現行通り)</p>
<p>第 6 条 N I S A口座へ受入れた配当金等  (省 略)</p> <p>2. N I S A口座内の上場株式等により生じる金銭であっても非課税の特例の適用を受けられないものがあります。主なものは以下の通りです。</p> <p>(1) 大口株主が受ける上場株式等の配当  (2) 外国株式の配当等にかかる国外の源泉徴収税  (3) 株式ミニ投資又は株式累積（積立）投資における株主優待物の換金代金  (4) 非上場国内公募株式<u>投信</u>の特別分配金（元本払戻金のため本来非課税） 等</p>	<p>第 6 条 N I S A口座へ受入れた配当金等  (現行通り)</p> <p>2. N I S A口座内の上場株式等により生じる金銭であっても非課税の特例の適用を受けられないものがあります。主なものは以下の通りです。</p> <p>(1) 大口株主が受ける上場株式等の配当  (2) 外国株式の配当等にかかる国外の源泉徴収税  (3) 株式ミニ投資又は株式累積（積立）投資における株主優待物の換金代金  (4) 非上場国内公募株式<u>投資信託</u>の特別分配金（元本払戻金のため本来非課税） 等</p>
<p>第 7 条 積立投資の<u>停止・休止</u></p> <p>N I S A口座における積立投資は、原則として株式累積（積立）投資については株式累積（積立）投資約款、<u>投信</u>の積立投資については総合取引約款第 4 章積立投資取引に基づきますが、以下の点が異なります。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(1) 当年分の非課税管理勘定にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えない範囲において、お客様のご指定に基づき積立投資にかかる買付を行います。</p> <p>(2) 複数の上場株式等の積立投資にかかる買付代金の払込みが同一日に行われる場合においては、まず株式累積（積立）投資の買付を優先して行い、買付代金の払込みに充てるためのお預り金（以下、「買付充当金」といいます。）がその買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。次に、<u>投信</u>の積立投資の買付を行い、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）が<u>投信</u>の積立投資の買付の代金総額に満たない</p>	<p>第 7 条 積立投資の取扱い</p> <p>N I S A口座における積立投資は、原則として株式累積（積立）投資については株式累積（積立）投資約款、<u>投資信託</u>の積立投資については総合取引約款第 4 章積立投資取引に基づきますが、以下の点が異なります。</p> <p><u>(1) 積立投資の停止・休止について、以下の通り取扱います。</u></p> <p>① 当年分の非課税管理勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えない範囲において、お客様のご指定に基づき積立投資にかかる買付を行います。</p> <p>② 複数の上場株式等の積立投資にかかる買付代金の払込みが同一日に行われる場合においては、まず株式累積（積立）投資の買付を優先して行い、買付代金の払込みに充てるためのお預り金（以下、「買付充当金」といいます。）がその買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。次に、<u>投資信託</u>の積立投資の買付を行い、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）が<u>投資信託</u>の積立投資の</p>

現行	改正
<p>場合は、その買付の全てを停止します。</p> <p><u>(3) 上記 (2) の株式累積 (積立) 投資の買付において、買付充当金はその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の非課税管理勘定にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の非課税管理勘定にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。次に、<u>投信の積立投資の買付において、株式累積 (積立) 投資の買付後の買付充当金の残額 (但し、株式累積 (積立) 投資の買付が停止された場合は買付充当金全額) がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の非課税管理勘定にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の非課税管理勘定にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。</u></u></p> <p><u>(4) 積立投資にかかる配当金等を受入れた場合は、これをNISA口座へ入金後、再投資買付を行わず、直ちに主口座へその全額を自動的に振替えます。主口座へ振替えた金銭は第8条第6項に従い取扱います。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。</p> <p><u>③ 上記②の株式累積 (積立) 投資の買付において、買付充当金はその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の非課税管理勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の非課税管理勘定等にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。次に、<u>投資信託の積立投資の買付において、株式累積 (積立) 投資の買付後の買付充当金の残額 (但し、株式累積 (積立) 投資の買付が停止された場合は買付充当金全額) がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の非課税管理勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の非課税管理勘定等にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。</u></u></p> <p><u>④ 積立投資にかかる配当金等を受入れた場合は、これをNISA口座へ入金後、再投資買付を行わず、直ちに主口座へその全額を自動的に振替えます。主口座へ振替えた金銭は第8条第6項に従い取扱います。</u></p> <p><u>(2) 株式累積 (積立) 投資の買付最低金額は、1,000円以上とします。</u></p> <p><u>(3) 投資信託の積立投資の買付において、お客様の指定する投資信託の買付日が当該投資信託の目論見書に記載する休業日の場合若しくは当社の休業日に該当する場合の買付日の取扱いは、当社が別途定めるものとします。</u></p> <p><u>2. 積立投資の1回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定める金額の範囲内とします。なお、非課税管理勘定にてこの金額を超える取引を行っている場合には、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替 (省 略)</p> <p>2. NISA口座内で株式ミニ投資又は株式累積 (積立) 投資にかかる上場株式等が単元株式数に到達した場合であっても、お客様より単元株式への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式ミニ投資取引又は株式累積 (積立) 投資約款にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式ミニ投資又は株式累積 (積立) 投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主の権利を享受する又は単元株式として売却するため単元株式への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式への振替を行</p>	<p>第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替 (現行通り)</p> <p>2. NISA口座内で株式ミニ投資又は株式累積 (積立) 投資にかかる上場株式等が単元株式数又は<u>売買単位等</u>に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式ミニ投資取引又は株式累積 (積立) 投資約款にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式ミニ投資又は株式累積 (積立) 投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出</p>

現行	改正
<p>いますが、同じ年分の非課税管理勘定で取得した上場株式等については、主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式への振替を行うことができます。</p>	<p>し単元株式等への振替を行います。同じ年分の非課税管理勘定等で取得した上場株式等については、主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式等への振替を行うことができます。</p>
<p>第10条 取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格  金融商品取引法第2条第18項で定める金融商品取引所（以下、「取引所」といいます。）に上場している株式等をN I S A口座内の他の年分の非課税管理勘定へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第10条 取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格  金融商品取引法第2条第18項で定める金融商品取引所（以下、「取引所」といいます。）に上場している株式等をN I S A口座内の他の年分の非課税管理勘定等へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第11条 非課税管理勘定終了時の取扱い  当社は、非課税管理勘定終了時において、<u>非課税上場株式等管理約款</u>に定める新たに設けられる非課税管理勘定への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に開設されている特定口座への受入れを選択する場合には、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって当社所定の手続きにより特定口座へ受入れます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い  当社は、非課税管理勘定等終了時において、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款</u>に定める新たに設けられる非課税管理勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に開設されている特定口座への受入れを選択する場合には、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって当社所定の手続きにより特定口座へ受入れます。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第12条 手数料等  (省 略)</p> <p>3. N I S A口座にて上場株式等をお預りする場合、所定の料金（外国証券、株式累積（積立）投資を含む。）をいただくことがあります。  (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第12条 手数料等  (現行通り)</p> <p>3. N I S A口座にて上場株式等をお預りする場合、所定の料金（外国証券、株式累積（積立）投資を含みます。）をいただくことがあります。  (現行通り)</p>
	<p>第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い  <u>累積投資勘定での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。</u>  (1)株式等の累積（積立）投資  ①<u>累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、株式累積（積立）投資約款に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.25%となります。</u>  ②<u>累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、株式累積（積立）投資約款に規定する累投口座管理料は、いたっておりません。</u>  (2)投資信託の積立投資</p>

現行	改正
<p>第15条 ジュニアNISA口座及び課税ジュニアNISA口座における留意事項</p> <p>(1)総合取引約款第9章に定める振込先指定方式の利用は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは行えません。</p> <p>(2)総合取引約款第10章に定めるダイワ・カードの利用のうちATM（現金自動預払い機）を使用したお預り金等のお引き出しについては、基準年の前年12月31日までは行えません。また、基準年の1月1日以降にATMを使用してお預り金等を引き出す場合、<u>非課税上場株式等管理約款第34条第4項、第5項の確認が必要となりますので、あらかじめ当社へ申し出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>附則</p> <p>この規定は平成27年10月5日より適用されます。<u>ただし、未成年者口座及び課税未成年者口座に関する規定は平成28年1月1日より適用されま</u> <u>す。</u></p>	<p>①<u>累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第4章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいております。</u></p> <p>②<u>累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいております。</u></p> <p>第15条 ジュニアNISA口座及び課税ジュニアNISA口座における留意事項</p> <p>(1)総合取引約款第9章に定める振込先指定方式の利用は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは行えません。</p> <p>(2)総合取引約款第10章に定めるダイワ・カードの利用のうちATM（現金自動預払い機）を使用したお預り金等のお引き出しについては、基準年の前年12月31日までは行えません。また、基準年の1月1日以降にATMを使用してお預り金等を引き出す場合、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款第34条第4項、第5項の確認が必要となりますので、あらかじめ当社へ申し出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p> <p>附則</p> <p>この規定は平成29年10月1日より適用されま す。</p>

以上